

呉市ケアラー支援条例制定に対する意見の募集について

1 概要

少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加によりケアラーへの負担が深刻化する中、呉市議会では、介護、看護、日常生活上の世話等を必要とする方のケアをするケアラーに対する理解を深め、全てのケアラーが孤立することなく、自分らしい人生を送ることができる誰一人取り残さない共生社会の実現を目指し、呉市ケアラー支援条例の制定について、令和8年12月定例会をめどとして上程できるよう、昨年来、議論を進めています。

このたびは、呉市在住の皆様の御意見も参考にさせていただきながら、条例を制定したいと考えていますので、御意見をお寄せください。

なお、提出された御意見に対しては、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

また、個人が特定されるような情報については公表いたしません。

2 意見を募集する案件

呉市ケアラー支援条例制定について

3 意見の募集期間

令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）

4 意見の提出方法及び提出先

別紙の意見書様式に御意見、住所、氏名及び電話番号を御記入の上、次の(1)～(5)までのいずれかの方法で提出してください。

なお、意見書様式を用いない場合は、必要事項を御記入の上、案件名を「ケアラー支援条例制定について」と明記して、提出することもできます。

(1) 郵送で提出していただく場合

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市議会事務局 議事課 宛

(2) ファクシミリで提出していただく場合

ファクシミリ番号 0823-24-7903

(3) 電子メールで提出していただく場合

電子メールアドレス gikaigiz@city.kure.lg.jp

（電子メールの件名を「呉市ケアラー支援条例制定について」としてください。）

(4) 持参していただく場合

呉市役所3階 議会事務局（呉市中央4丁目1番6号）

※ 各市民センター（支所）の窓口でも、意見書をお受けすることができます。

※ 電話による御意見はお受けいたしませんので、ご了承ください。

必ず書面での提出をお願いします。

(5) 電子申請サービスを利用していただく場合

呉市議会の市民公募手続きのホームページから受け付けております。

<https://www.city.kure.lg.jp/site/gikai/publiccomment-care.html>



【お問合せ先】

呉市議会 議会事務局 議事課 電話 0823-25-3246